下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成30年６月28日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年７月６日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　松浦　千治
税理士名簿登録番号　第77120号
税理士事務所　福井県福井市羽水２丁目207番地モアビル１階

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成30年６月27日から５月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年７月６日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　溝口　英樹
税理士名簿登録番号　第117858号
税理士事務所　熊本県上益城郡益城町大字古閑32番地８

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び同法第46条の規定に基づき、平成30年６月26日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年７月６日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　南淵　弘昭
税理士名簿登録番号　第31204号
税理士事務所　大阪府堺市堺区北三国ヶ丘町８丁２番15号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成30年６月28日から９月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年７月６日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　森田　康平
税理士名簿登録番号　第57683号
税理士事務所　広島県尾道市西土堂町１番15号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成30年６月27日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年７月６日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　山岸　聖誉
税理士名簿登録番号　第102612号
税理士事務所　長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪590番地３

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成30年６月26日から５月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年７月６日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　山口　富久
税理士名簿登録番号　第63764号
税理士事務所　愛知県春日井市大和通１丁目６番ハーベスト大和通403号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成30年６月28日から１年５月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年７月６日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　山﨑　裕介
税理士名簿登録番号　第90411号
税理士事務所　東京都渋谷区代々木１丁目53番１号1710

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成30年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

平成30年７月６日

農林水産大臣　齋藤　健

記

国営当別土地改良事業（農業用用排水）
国営札内川第二土地改良事業（農業用用排水）
国営伊江土地改良事業（農業用用排水）

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年７月６日

北海道開発局長　和泉　晶裕

1　処分をした年月日　平成30年６月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社折谷組　折谷　弘之　北海道函館市富岡町１丁目５番11号　国土交通大臣許可（特―27）第9035号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年６月６日付けで建設業法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成３０年（家）第７０１８号
福島県会津若松市中央１丁目１番30号
申立人　会津商工信用組合
国籍韓国、最後の住所福島県会津若松市東栄町４番31号金田ビル１階、死亡の場所福島県会津若松市、死亡年月日西暦2016年８月31日、出生の場所大韓民国昇州郡、出生年月日西暦1948年２月１日、職業不動産業
被相続人　亡　金　　勇信
福島県喜多方市字西四ツ谷24番地１サニープラザ１階103号室　とりで法律事務所
相続財産管理人　弁護士　櫛田　　崇
福島家庭裁判所会津若松支部

平成３０年（家）第２００６９号
神奈川県座間市ひばりが丘４丁目23番１―505さがみ野ガーデニア弐番館
申立人　山田　淳子
本籍群馬県前橋市表町２丁目20番地、最後の住所群馬県前橋市表町２丁目20番７―509号リブグリーンロード、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日平成30年２月以下不詳、出生の場所東京都南多摩郡町田町、出生年月日昭和32年６月29日、職業無職
被相続人　亡　畑田　昌宏
群馬県前橋市大手町３丁目４番16号石原・関・猿谷法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石原　栄一
前橋家庭裁判所

平成３０年（家）第１４４号
埼玉県さいたま市大宮区桜木町４丁目265番地１
申立人　ぶぎん保証株式会社
本籍埼玉県所沢市大字下安松581番地の15、最後の住所埼玉県所沢市大字下安松581番地の15、死亡の場所埼玉県所沢市、死亡年月日平成29年６月12日、出生の場所福島県双葉郡大堀村、出生年月日昭和24年12月12日、職業不明
被相続人　亡　山中　幸男
事務所埼玉県所沢市くすのき台１―12―１内野ビル２階　徳永法律事務所
相続財産管理人　弁護士　徳永　眞澄
さいたま家庭裁判所川越支部

平成３０年（家）第２４７号
埼玉県富士見市鶴馬2605番地10　えり美ビル２階　あおい総合法律事務所
申立人　塚田小百合
本籍埼玉県川越市大字久下戸3612番地22、最後の住所埼玉県川越市大字久下戸3612番地22、死亡の場所埼玉県川越市、死亡年月日平成27年５月16日、出生の場所茨城県新治郡柿岡村、出生年月日昭和11年６月２日、職業無職
被相続人　亡　大澤　秀男
事務所埼玉県富士見市鶴馬2605番地10　えり美ビル２階あおい総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　塚田小百合
さいたま家庭裁判所川越支部

平成３０年（家）第７０５６５号
東京都あきる野市秋川１丁目１番地13共和ビル203号　あきる野司法書士事務所
申立人　柴田　寛昭
本籍東京都目黒区緑が丘３丁目６番、最後の住所東京都目黒区緑が丘３丁目６番15号くるみ荘、死亡の場所東京都青梅市、死亡年月日平成29年10月29日、出生の場所宮城県仙台市、出生年月日昭和22年３月15日、職業無職
被相続人　亡　木村　矩夫
事務所東京都千代田区神田小川町３―28―７昇龍館ビル601　グローブ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　犀川　　治
東京家庭裁判所